

つくっても
つかっても

ぎ ぞ う つ う か

偽造通貨は

じゅうざい

重罪

※
偽造・変造防止技術については、日本銀行HPに。*



※
偽造・変造防止技術については、財務省HPに。*



無期または3年以上の懲役です。

- ▽通貨偽造・通貨変造罪(刑法第148条第1項) → 無期または3年以上の懲役
- ▽偽造通貨・変造通貨の行使罪(刑法第148条第2項) → 無期または3年以上の懲役

不審な通貨を見つけたら、直ちに、最寄りの警察や日本銀行まで届け出てください。

財務省・警察庁・日本銀行